

西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務

公募型プロポーザル実施要領

西尾市上下水道部上下水道営業課

西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、お客様サービスの向上と合理的かつ効率的な業務の更なる促進を図るために、提案、実績や能力を総合的に評価し、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル(以下「本件プロポーザル」という。)方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務

(2) 業務内容

詳細は、西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務仕様書及び関連資料(以下「業務仕様書」という。)に示すとおりとする。ただし、業務仕様書内の趣旨に反さず、利用者のサービスの低下を生じない限りにおいて、企画提案書により代替提案ができるものとする。

(3) 業務期間

業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。(地方自治法234条の3の規定に基づく長期継続契約)

ただし、令和9年1月4日から令和9年3月31日までは引継ぎ期間とする。

現受託者から引継ぎを実施し、これに係る費用は受託者の負担とする。

また、履行期間を終えた受託者は、契約期間終了後、令和12年6月30日までの間に西尾市上下水道事業(以下「管理者」という。)からデータ等の提出を求められた場合は、自らの負担により資料及びデータを作成し、管理者に提出しなければならない。

(4) 事務局

西尾市上下水道部上下水道営業課(水道庁舎1階)

住所：〒445-0062 西尾市丁田町五助18番地

電話番号：0563-57-1212

E-mail：jogesui-e@city.nishio.lg.jp

(5) 業務場所

西尾市丁田町地内外

(6) 提案見積金額の上限額

本業務における提案上限度額は、417,120,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

令和9年度：139,040,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和10年度：139,040,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和11年度：139,040,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※契約時の予定価格を示すものではない。

(7) 支払い方法

委託料の支払い方法については、契約金額総額の36分の1の額を毎月払いとする。

※契約締結日から令和9年3月31日までの期間においては、委託料の支払いは、発生しないものとする。

3 参加資格要件

公告日現在、令和 8・9 年度西尾市入札参加資格者名簿(物品等大分類「03. 役務の提供等」中分類「01. 建物等各種施設管理」小分類「08. 上・下水道施設管理」)に登録されている者で次の各号に全て該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 愛知県内に本店または支店等を置いていること。
- (3) 国または地方公共団体に対して滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 本件に係る公告日から受託者決定までの間に、西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。
- (8) 西尾市公契約条例の規定に、反していないこと。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001(日本工業規格「JISQ27001」)又は日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメント」(プライバシーマーク)の認証を取得していること。
- (10) 令和 3 年度以降において、愛知県内において給水人口 10 万人以上の自治体からの元請による上下水道事業に関する業務の契約履行実績を有していること。

4 日程(予定)

本案件の日程は、次のとおりとする(ただし、都合により変更する場合がある)。

項目		時期
1	参加募集(公告日)	令和 8 年 8 月 18 日(火)
2	プロポーザルに関する質問受付期限	令和 8 年 8 月 24 日(月)～令和 8 年 8 月 31 日(月) 午後 3 時まで
3	プロポーザルに関する質問の回答期限	令和 8 年 9 月 7 日(月)
4	参加資格申請書の受付期間	令和 8 年 9 月 7 日(月)～令和 8 年 9 月 18 日(金)
5	第一次審査	令和 8 年 9 月 18 日(金)～令和 8 年 9 月 24 日(木)
6	第一次審査結果通知	令和 8 年 9 月 25 日(金)
7	企画提案書、提案見積書等の提出期限	令和 8 年 10 月 6 日(火)～令和 8 年 10 月 16 日(金)
8	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和 8 年 11 月 10 日(火)・予備日令和 8 年 11 月 11 日(水)
9	審査結果通知	令和 8 年 11 月 25 日(水)
10	細目協議、契約締結	令和 8 年 11 月 26 日(木)～令和 8 年 12 月 22 日(火)
11	業務履行に関する引継ぎ期間	令和 9 年 1 月 4 日(月)～令和 9 年 3 月 31 日(水)
12	業務委託開始	令和 9 年 4 月 1 日(木)

5 参加資格申請書類の交付方法

参加資格申請書類等の様式は、西尾市ホームページから入手すること。

6 業務仕様書等への質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書の様式は、西尾市のホームページから入手すること。

電子メールで質問書(様式第1号)に質問内容を簡潔にまとめ送信し、送信後は、土曜日、日曜日、祝日を除いた令和8年8月31日午後4時までに電話で質問書到達の受信確認を行うこと。

電子メールの件名は、「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務に関する質問【事業者名】」と明記すること。

参加者からの質問内容については、西尾市上下水道部から参加者に問い合わせる場合がある。

(2) 電子メール送信先及び連絡先

E-mail : jogesui-e@city.nishio.lg.jp

連絡先：西尾市上下水道部上下水道営業課(水道庁舎1階)

電話番号：0563-57-1212

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、質問回答書としてとりまとめ、令和8年9月7日(月)午後5時までに、西尾市ホームページに当該回答書を掲載することにより回答に代えるものとする。なお、質問者の名称等については非公表とし、電話及び窓口・郵送及びFAXによる個別の対応は行わない。また、回答後の回答内容に対する質問については一切受け付けない。

7 参加資格申請書等の提出期間、場所及び方法

(1) 提出方法及び提出期限

持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除いた午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和8年9月18日(金)午後5時必着とし、郵送で送る旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 提出場所

西尾市上下水道部上下水道営業課 料金担当(水道庁舎1階)

〒445-0062 西尾市丁田町五助18番地

電話 0563-57-1212

(3) 提出書類

ア 参加資格申請書(様式第2号)

イ 会社概要書(様式第3号)※パンフレットを添付すること

ウ 財務状況関係書類(提出部数は1部、様式は任意とする。)

- ・直近3ヵ年の会計年度における事業報告及び財務諸表(貸借対照表、損益計算書、付属証明書)

- ・直近の決算書を用い、自己資本比率、経営安全率、経常収支比率、流動比率を計算したもの
※計算の根拠を明確にし、資料を添付する。

エ 認証取得状況関係書類

オ 受託実績表(様式第4号)及び受託実績を証明する契約書の写し(任意の一契約)

- ・給水人口 10 万人以上（令和 3 年 4 月 1 日以降）の水道事業体からの受託実績

- ※ 1 契約あたりの給水人口が 10 万人以上のもの（合計件数記載）

- ※ 提出は、2 以上 3 水道事業体分までとする。

カ 国・県・市(区)町村税に滞納が無いことの証明書

- ・本社所在地所轄の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(税務署所定様式：納税証明書その 3 の 3)

- ・契約営業所所在地の市(区)町村で発行する法人市民税、市県民税、(特別徴収分)、事業所税、固定資産税(土地、家屋、償却資産)、軽自動車税の滞納がないことの証明書

- ・契約営業所所在地の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税の滞納がないことの証明書

キ 上記アからオに係る付属資料

- ※カの証明書については、各発行官公署等において定めた方式で発行されたもので、本件プロポーザルの公告日以降に発行されたものとする。

(4) 提出部数

アからキ 各 1 部

- ※参加資格申請書等の様式は、西尾市ホームページから入手すること。

8 実施要領に関する説明会

事前説明会は実施しない。

9 第一次審査

本要領 7 により提出された参加資格申請書等について、別紙「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務受託候補者選定評価基準 第一次審査」項目に基づき、事務局による書類審査を実施する。

- ・本要領 3 の参加資格要件を満たさない者は失格とする。

- ・上位 4 者を決定する。

- ・上記に関わらず、4 番目の順位の者が同一点数で 2 人以上となった場合は、当該者いずれも第一次審査通過者とする。

10 第一次審査結果通知

第一次審査の結果については、参加資格申請書を提出したすべての者に対して、令和 8 年 9 月 25 日(金)付け文書にて郵送で通知する。

また、第一次審査通過者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施日、会場の連絡を併せて行うものとする。

なお、審査結果についての質問、異議申立は一切受け付けない。

11 企画提案書、提案見積書等の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期限

令和8年10月16日(金)

※土曜日、日曜日、祝日を除いた午前9時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

事務局：西尾市丁田町五助18番地

西尾市上下水道部上下水道営業課 料金担当(水道庁舎1階)

(3) 提出方法

持参すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書(様式第5号(表紙))

イ 企画提案書(任意様式)

(ア) サイズはA4縦長ファイル(紙製・閉じ具は金属製でないもの)とし1冊にまとめること。

(イ) ファイルの表紙及び背表紙には、「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。

(ウ) 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、タイトル、表紙、目次を付けること。

(エ) 原則、全ての書類はA4判縦(A3判織り込み可)とし、横書きとすること。

(オ) 企画提案書の内容、項目の順序及び提出枚数については、別紙「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託 提案書記載内容」により作成すること。

ウ 見積書は消費税及び地方消費税を含む金額とし、内訳書を添付すること。

※提出部数は1部、様式は任意。

期間である令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間の見積金額を提出すること。社印及び代表者印を押印し、厳重に封かんのうえ提出すること。

(5) 提出部数等

正本各1部 副本各6部

(ア) 提出書類の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。

(イ) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、事業者の負担とする。

(ウ) 提出書類の返却は行わない。

(6) 特記事項

(ア) コスト削減や省力化を図ることを踏まえた提案とすること。

(イ) 現在本市で使用している既存のシステム及び機器を使用し業務を行うこと。

上下水道料金システム(W.ing3.0 開発者株式会社フューチャーイン)

検針時使用機器 Panasonic TOUGHBOOK FZ-N1

CITIZEN モバイルプリンター CMP-30 II

なお、契約期間中に既存のシステム及び機器が変更となる場合があります。

12 辞退

- (1) 参加資格申請書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は辞退届(任意様式)を速やかに提出すること。

- (2) 提出先は事務局とし、提出方法は持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

1 3 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

(1) 実施予定日時

令和8年11月10日(火)午前10時から午後4時まで

※開始時間は、第一次審査通過者に個別に通知する。

※(予備日)令和8年11月11日(水)

(2) 実施予定場所

西尾市水道庁舎 3階 第2会議室

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する者は、提案書の内容を熟知している5名までとし、そのうちの1名は、配置予定の業務責任者が参加すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの時間

各提案者あたり45分以内(説明30分、質疑応答15分)とする。

なお、質疑応答時間を変更する場合があります。

(5) プレゼンテーションの方法

原則として企画提案書によるものとし、企画提案書等の提出時に提出していないものを新たに提出することはできない。使用する機材等は、スクリーン及びプロジェクター以外については提案者にて準備するものとする。

1 4 審査

- (1) 第二次審査は、市職員で構成するプロポーザル選定委員が、プロポーザル参加者が行うプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、本業務に係る受託候補者を決定するものである。

- (2) 別紙「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務受託候補者選定評価基準 第二次審査」による。

(3) 受託候補者の特定

(ア) 各選定委員の評価点の合計を集計した点数が最も高い者を受託候補者とする。

(イ) 最も高い評価点が同点である場合は、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者とする。ただし、第1位と採点した委員の数が同数であった場合は、第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。

(ウ) 最も高い評価点が同点並びに第1位及び第2位の数が同数である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

(エ) 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

(オ) 各選定委員の平均評価点が最低基準点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

- (4) 第二次審査の結果については、すべてのプロポーザル参加者に対して、「結果通知書」(様式第

6号)により通知する。また、西尾市のホームページで公表する。

(5) 審査に対する質問、異議申立は一切受け付けない。

1 5 無効となる参加資格申請書又は企画提案書

参加資格申請書又は企画提案書が、次に該当する場合は無効とする。

- (1) 本要領3の参加資格要件を満たしていないもの
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの

1 6 細目協議

契約締結に向けた、仕様の詳細について、選定終了後から協議を行う。

1 7 受託者引継期間

令和9年1月4日から令和9年3月31日までを引継ぎ期間とし、引継ぎに係る費用は、新受託事業者の負担とする。

1 8 契約締結

- (1) 受託候補者は契約金額等の契約条件について、企画提案書の内容を基本として協議のうえ、長期継続契約により複数年契約で業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者決定後から契約締結までの間に、次に掲げる事項が生じた場合は、次点の事業者と協議を行うこととする。更に合意に達しない場合は、その直近の下位となった事業者と協議を行うものとする。
 - (ア) 受託候補者との協議が合意に達しない場合
 - (イ) 契約に関する諸手続きの中で合意に達しない場合
 - (ウ) 契約の履行が困難と認められる場合
 - (エ) 業務委託契約締結前に本要領3に掲げる参加資格要件を失った場合

1 9 その他

- (1) 契約保証金は、西尾市契約規則(昭和39年西尾市規則第29号)第29条の規定により契約金額の100分の10以上を納付することとする。ただし、同規則第31条各号のいずれかに該当する場合には免除する。
- (2) 依頼した内容以外の書類等については受理しない。
- (3) 本要領に定めない事項については、地方自治法、公営企業法及びその他関係法令並びに、西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (4) 情報公開条例の記載について、本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例(平成12年西尾市条例第20号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

別紙 西尾市上下水道事業収納業務等包括委託 提案書記載内容

※以下の記載内容については、合計 30 ページ以内（片面 1 枚で 1 ページ分）とすること。

※会社概要についてはページ数に含まない。

項目		内容
1	会社概要 ※1	・所在地、資本金、従業員数、業務内容、社歴 ・財務状況関係書類 ・認証取得状況関係書類 ・水道事業体からの同類業務の受託実績等
2	業務体制及び業務執行計画 7 ページ以内	・指揮命令系統・責任体制 ・受託業務における指揮命令系統と責任体制 ・業務責任者資格（写し）、経験年数 ・人員体制・欠員補助 ・配置予定の人員体制、欠員時の人員補給体制 ・労働環境・研修体制 ・法令遵守や個人情報保護等に関する各研修体制 ・社内の連携体制・各営業所での業務ノウハウや課題の共有体制
3	業務運営 10 ページ以内	・市民サービスの向上 ・市民サービス向上策 ・各業務の考え方 ・コスト縮減 ・独自のコスト削減策及び営業所における効率的な業務運営策 ・収納率向上 ・本市の状況を踏まえた収納率向上策及び公平公正な滞納整理 ・問題解決・発注者との連携 ・受託業務における問題の解決と再発防止策 ・発注者への迅速な報告と問題解決に向けた協力体制
4	危機管理体制 5 ページ以内	・情報漏えい対策 ・個人情報関連資格やプライバシーマークの保有状況 ・情報保護に関する管理体制 ・災害時の緊急管理体制 ・自然災害に備えた顧客データ管理体制 ・自然災害による断水事故等が発生した場合の協力体制 ・不当要求への対応 ・対応体制とマニュアルの策定

		・受託社員の安全確保とメンタルケア
5	広域連携 2 ページ以内	・将来的な広域水道への対応可能性 ・システムの拡張性と標準化・共通化 ・広域業務の運営実績とノウハウ
6	地域貢献 1 ページ以内	・配置予定社員や検針員の地域雇用 ・各種協定による地域貢献活動
7	企業提案 5 ページ以内	・受託業務における自己アピール ・業務効率化や市民の利便性向上につながる提案 ・提案業者からの自由提案

※1 会社概要については、本要領7にて提出した写しを綴ること